

公立学校運営の民間開放に係る学校教育法の特例 ～公立学校運営の民間への開放～

(公立国際教育学校等管理事業 特区法第12条の3(平成27年7月15日公布))

特例措置前

○現行法令では、公立学校の管理を第三者に行わせることはできない。

(現行法令)

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第5条

ニーズ

○グローバル人材の育成等を可能にするため、教育委員会の一定の関与を前提として、国家戦略特別区域において公立学校の管理を指定した法人に行わせたい。

特例措置

1. 都道府県等(都道府県又は指定都市。以下同じ。)は、条例の定めるところにより、指定する非営利の法人にその設置する公設民営学校の管理を行わせることができる。

【指定する非営利の法人】

①学校法人、準学校法人、②一般社団法人、一般財団法人、③特定非営利活動法人であって、その担当役員が管理を行うために必要な知識又は経験を有するものから、都道府県等が指定。

【公設民営学校の対象】

都道府県等が設置する①中高一貫の併設型中学校、②高等学校、③中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの。

2. 都道府県等が設置者としての最終的な責任を果たせるよう、教育委員会の一定の関与等を確保する。

(1) 指定する非営利の法人は、毎年度施設の管理業務について都道府県等に報告すること

(2) 都道府県等の教育委員会は、指定する非営利の法人に管理の業務状況等についての報告を求め調査や必要な指示ができること

(3) 都道府県等は、指定する非営利の法人が(2)の指示に従わない等管理の継続が適当でないとき認めるときは、指定の取消し等ができること

3. 指定する非営利の法人の管理の業務に従事する者について、秘密保持義務及び罰則規定を設けるとともに、罰則の適用について公務員とみなす。

4. 通常の公立学校と同様に、公設民営学校である中高一貫の併設型中学校及び中等教育学校前期課程の教職員人件費について、国庫負担する。

効果

○国家戦略特別区域におけるグローバル人材の育成等を促進。